

いつが役に立つ

# 法 知 識

No.9



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属:福島県弁護士会)

## 町民協働による「復興まちづくり」 支援事業【2次募集】のお知らせ

町は、町民協働による町民相互の  
絆の形成および復興を推進する事業  
を実施する団体に補助金を交付しま  
す。

### ▽補助の対象となる団体

次の全ての要件を満たす団体

(1)浪江町に住所を有する方が組織す  
る仮設住宅および借上げ住宅等の  
自治組織、地域づくり団体並びに

(2)事業目的等を記述する会則を有す  
る団体

(3)政治活動、宗教活動および営利を  
目的としない団体

(4)暴力団等が経営または運営に関係  
している団体

(5)政治活動、宗教活動および営利を  
目的としない団体

(6)暴力団等が経営または運営に関係  
していない団体

### ▽対象事業の例

(1)県内外に避難している浪江町民を  
集めて交流の場を提供する事業

(2)浪江の伝統文化等について広く周  
知する事業など

(3)団体の恒常的な運営維持管理経費

(4)団体の構成員に対する人件費、謝  
礼、飲食費、旅費等

(5)ほかの団体に対する補助金、助成  
金

### ▽補助の対象とならない経費

(1)団体の恒常的な運営維持管理経費

(2)団体の構成員に対する人件費、謝  
礼、飲食費、旅費等

(3)ほかの団体に対する補助金、助成  
金

(1)所在が浪江町内にある団体  
原則40万円まで  
(2)所在が浪江町外にある団体  
原則20万円まで  
  
（町内で事業を実施する場合）  
（町外で事業を実施する場合）

### ▽応募方法

補助金交付要望書に必要事項を記  
入の上、添付書類とともに提出して  
ください（郵便可）。

要望書は企画財政課までお問合せ  
いただか、町ホームページからダ  
ウンロードすることができます。

### ▽募集期限

9月29日(金)（当日消印有効）  
※応募多数により、町の予算を超  
える場合は、期限前に募集を打ち切  
らせていただきます。

### ▽その他

(1)1次募集に申請された団体は、2  
次募集に申請はできません。ご注  
意ください。

(2)応募多数の場合は、新規事業を優  
先させていただきます。

(3)事業採択以降の支出が補助対象と  
なります。それ以前に支出した経  
費は補助の対象となりません。ご  
注意ください。

今回と次回は相続放棄について説明  
します。相続放棄は、相談が多い分野  
ですので、少し詳しく説明したいと思  
います。

相続放棄

相続が発生した際、遺産が借金のみ  
ということが起ることがあります。  
相続では、マイナスの財産も受け継ぐ  
ことになります。そのため、そのまま  
相続すれば、相続人は、損をして  
しまうことになります。それは避けた  
いと思う方が多いのではないでしょうか。  
そのような場合に借金を相続しな  
くて済む方法が相続放棄です。民法は、  
相続放棄をすると最初から相続人では  
なかったことになると定めています。  
初めから相続人ではないですから、  
借金を相続しないで済むことになります。  
よく聞かれるのが、借金だけ放棄で  
きるのかということですが、相続放棄  
をすると初めから相続人ではないとい  
うことになりますので、プラスの遺産  
も受け継がなくなります。借金だけの

放棄はできません。  
相続放棄できる期間ですが、相続が  
あたことを知った時から3ヶ月とな  
っています。例えば、親などが亡くな  
ったことを知った時から3ヶ月とい  
うことになります。相続があつたこと  
を知らない場合には、何年経っても期  
間は満了せず、知つてから3ヶ月以内  
であれば、相続放棄ができます。

親が亡くなつたことを知った時から  
3ヶ月以上経つて、親に借金があつた  
と分かつたが相続放棄をしていかつ  
たということも起こります。この場  
合相続放棄の手続を取らなかつたこ  
とが当然であると言えるでしょう。そ  
のような場合を救済するため、プラス  
もマイナスも含めて遺産がないと信  
じ信じたことに相当な理由がある場  
合には、遺産があることを知つてから  
3ヶ月以内に相続放棄をすれば良いと  
した判例もあります。3ヶ月が過ぎて  
しまった場合にも、諦めず弁護士に相  
談いただいた方が良い場合もあります。

問・申 企画財政課企画調整係 Tel 0240(34)0240